# 重要事項説明書

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業

らいくデイサービス

事業所番号 12A1000011

## 重要事項説明書

## 介護予防·日常生活支援総合事業 第1号通所事業

あなた (利用者) に対するサービスの提供開始にあたり, 当事業者があなたに説明すべき重要事項は, 次のとおりです

#### 1 事業者(法人)の概要

事業者名称	ライクサービス合同会社
代表者氏名	髙橋 知己
本社所在地	千葉県館山市上真倉 1821
法人設立年月日	平成30年10月 1日

#### 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	らいくデイサービス
介護保険指定事業所番号	1291000212
事業所所在地	千葉県館山市那古 1075-1
連 絡 先	電話:0470-29-7318 FAX:0470-29-7319
事業所の通常の 事業の実施地域	館山市
利 用 定 員	1 5名

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応
	じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができ
	るよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常
	生活を過ごすことができるよう、通所介護相当サービスを提供す
	ることを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険
	法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき, 関係する市町村
	や事業者
	,地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら,
	利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しく
	は改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービス
	の提供に努めます。

## (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月曜日から金曜日までとする。 ただし、年末年始(12 月 30 日から 1 月 3 日)を除く。	
営	営業時間午前8時00分~午後17時00分			

## (4)サービス提供時間

サービス提供日	月曜日から金曜日までとする。 ただし、年末年始(12 月 30 日から 1 月 3 日)を除く。	
サービス提供時間	サービス提供時間 午前 9 時 00 分~午後 4 時 15 分	

## (5) 事業所の職員体制

管理者	髙橋 知己
-----	-------

職	職務内容	人員数
	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施	
	状況の把握その他の管理を一元的に行います。	
	2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指	
	揮命令を行います。	
	3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環	
管理者		常勤 1 名以
646	るための具体的なサービスの内容等を記載した地域	上、
	密着型通所介護計画を作成するとともに利用者等へ	
	の説明を行い、同意を得ます。	
	4 利用者へ地域密着型通所介護計画を交付します。	
	5 指定地域密着型通所介護の実施状況の把握及び地域	
	密着型通所介護計画の変更を行います。	
	1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活	
	を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せ	
	つ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行い	常勤 1 名以
生活相談員	ます。	上、
	2 それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計	
	画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況	
	の記録を行います。	
	1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状	常勤 1 名以
看護職員	没多の理探を行います	上、(機能訓
	2   利用者の静奉のための必要な措直を行います	独指導員と
	3   利用者の振状が急変  た場合等に   利用者の主治医	球 拍 等 貝 C 兼務)
	等の指示を受けて、必要な看護を行います。	<b>水力</b> /
介護職員	1 地域密着型通所介護計画に基づき、必要な日常生活	1名以上、
月 茂 戦 貝	上の世話及び介護を行います。	

機能訓練
指導員

1 地域密着型通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。

常勤 1 名以 上、(看護師 と兼務)

- 3 提供するサービスの内容及び費用について
- (1) 第 1 号通所事業(通所介護相当サービス)は、事業者が設置する事業所(デイサービスセンター)に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。
- (2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について別紙に掲げる。(サービスの利用料金表を参照ください。)

#### (3) その他の費用について

第1号通所事業(通所介護型サービス)は、利用料が月単位の定額制のため、キャンセル料は不要とします。

行び行女としたう。		
食事の提供に要す	850円(1食)	
る費用	000   1 (1 及)	
おむつ代、日常生	実費相当	(別紙②:デイサービス自費料金表)
活費	天貝和日	(別似と)・アイリーに入日資料並及/

4 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い 方法について

利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 請求方法等	① 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 ② 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者あてに郵送もしくはお届けします。
利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 支払い方法等	<ul> <li>① サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者 控えと内容を照合のうえ、請求月の25日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。         <ul> <li>事業者指定口座への振り込み</li> <li>→ 現金支払い</li> </ul> </li> <li>② お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)</li> </ul>

※利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

- 5 サービスの提供にあたって
- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。 被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3)「介護予防サービス計画又は介護予防ケアプラン」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「個別サービス計画」を作成します。なお、作成した「個別サービス計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「個別サービス計画」に基づいて行います。なお、「個別サービス 計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更す ることができます
- (5) 通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います

#### 6. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲 げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 管理者 髙橋 知己

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について 従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

#### 7 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

#### 8 秘密の保持と個人情報の保護について

	1	事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人
		情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医」
		療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのた
		めのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるもの
		とします。
	(2)	事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)
① 利用者及びその家族に関する秘密		は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族
の保持について		の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
	3	また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終
		了した後においても継続します。
	4	事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族
		の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者で
		なくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、
		従業者との雇用契約の内容とします。
	(1)	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サー
		ビス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませ
		ん。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書
		で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家
		族の個人情報を用いません。
	<b>(2</b> )	事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれ
	0	る記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)につ
② 個人情報の保護について		いては、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の
		際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
	3	事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じて
		その内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、
		追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行
		には前隣を水のられた場合は、建席なく調査を11 い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものと
		します。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者
		の負担となります。)

#### 9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、急を要する場合は、事業者の判断により救急車を要請し、事後報告となる場合もあります。

【主治医】	医療機関名電話番号	
【家族等緊急連絡先】	氏 名 住 所 電話番号	続柄

#### 10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する通所型サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する通所型サービス提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

#### 11 心身の状況の把握

通所型サービス提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービス の利用状況等の把握に努めるものとします。

#### 12 地域包括支援センター及び、居宅介護支援事業者等との連携

- ① 通所介護型サービス提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉 サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「個別サービス計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

#### 13 サービス提供の記録

- ① 通所型サービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

#### 14 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。 災害対策に関する担当者:( 髙橋 知己 )
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。 避難訓練実施時期:(年1回)
- ③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

#### 15 衛生管理等

- (1)介護用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2)食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむ

ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

#### 16 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 17 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下、この項において「運営推進会議」と言います。)を設置し、おおむね6月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

#### 18 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
  - ァ 提供した通所型サービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるため の窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
  - ィ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
  - ① 通所型サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
  - ② 事業所は、提供した通所型サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - ③ 事業所は、提供した通所型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導 又は助言に従って必要な改善を行うものとする

#### (2) 苦情申立の窓口

らいくデイサービス相談窓口:髙橋知己	所 在 地:館山市那古 1075-1 電話番号:0470-29-7318 ファックス番号:0470-29-7319
館山市高齢者福祉課介護保険担当	所 在 地:館山市北条 1145-1 電話番号:0470-22-3489 ファックス番号:0470-23-3115
国民健康保険団体連合会	所 在 地:千葉県国民保険団体連合会 電話番号:043-254-7318

#### 19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日	
-----------------	----	---	---	---	--

上記内容について、「地域密着型サービスに係る各市町村条例」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

	所 在 地	千葉県館山市上真倉 1821
事	法 人 名	ライクサービス合同会社
業	代表者名	髙橋 知己
者	事業所名	らいくデイサービス
	説明者氏名	

	上記内容の説明を事業者から確かに受け、	内容について同意し、
	重要事項説明書の交付を受けました。	

利田本	住 所	
利用者	氏 名	

	住	
代理人	所	
10连入	氏	
	名	